

平成 30 年 9 月市議会 教育厚生委員会資料

第 77 号議案 平成 30 年度長崎市一般会計補正予算（第 2 号）

目 次

説明書
記載頁

【2 款 総務費】

財産管理費（2 款 1 項 6 目）

【単独】庁舎等施設整備事業費 三和地域センター敷地出水対策 P 1～4 (P24～25)

【3 款 民生費】

児童福祉総務費（3 款 2 項 1 目）

病児・病後児保育費…………… P 5～7 (P26～27)

市立児童福祉施設費（3 款 2 項 4 目）

市立保育所費 運営費…………… P 8～14 (P26～27)

こ ども 部
平 成 30 年 9 月



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
24~25	2 総務費	1 総務管理費	6 財産管理費	2-1	【単独】庁舎等施設 整備事業費 三和 地域センター敷地 出水対策	千円 107,000

1 概 要

平成 29 年 8 月から三和地域センター敷地内等で出水が発生している。

長崎市が排水施設調査業務委託により出水原因を調査したところによると、新保育所の基礎の建設にあたり、地下部分に遮水層が形成され、地下水が排水されなくなったことが出水の原因とされた。

新保育所建設地の貸主である長崎市と借主である移譲先法人の法律上の義務等について確認を行っているが、現時点で責任の所在については特定するには至っていない。

しかしながら、出水については、来年の梅雨時期までに対策工事を完了させる必要があり、市民生活を守るという観点により長崎市が地下水位の低下を図るため、近隣河川へ地下水を排水する対策工事を行う。

2 事業内容

三和地域センター敷地内地下水排水管整備工事 107,000 千円

(1) 履行期間 平成 30 年 11 月～平成 31 年 5 月末

(2) 工事内容 排水ボーリング工（推進工法 L=84m）

立坑工 2か所（ライナープレート式 D=15m、D=10m）

集水ボーリング工（立坑内 L=360m） ほか

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債(※)	その他	一般財源
千円 107,000	千円 -	千円 -	千円 80,200	千円 -	千円 26,800

※起債充当率 一般単独事業債（充当率 75%）

4 これまでの対応状況

(1) 排水施設調査業務委託

- ア 委託料 9,936,000円(予備費充用)
- イ 履行期間 平成29年11月2日から平成30年3月23日まで
- ウ 業務内容 埋設物調査、ボーリング調査4か所、復旧工法比較検討、水位計設置3基、解析等調査報告書作成

(2) 出水応急対策工事

- ア 工事費 6,581,520円(予備費充用)
- イ 履行期間 平成30年1月30日から平成30年3月29日まで
- ウ 工事内容 釜場排水工1か所(直径3mの釜場設置)、水替工(排水ポンプ設置)

(3) 設計業務委託

- ア 委託料 10,820,520円
- イ 履行期間 平成30年6月5日から平成31年2月28日まで
- ウ 業務内容 工事設計、地質調査(水位計設置1基、地下水データ分析、排水データ整理)

5 今後の排水管整備に係るスケジュール

年月	H30年										H31年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
設計委託			→													
設計			→													
地下水位計設置			→													
地下水データ分析				→												
排水データ整理			→													
補正予算計上					→											
排水管整備工事								→								

【繰越明許費】 予算説明書 40~41 ページ

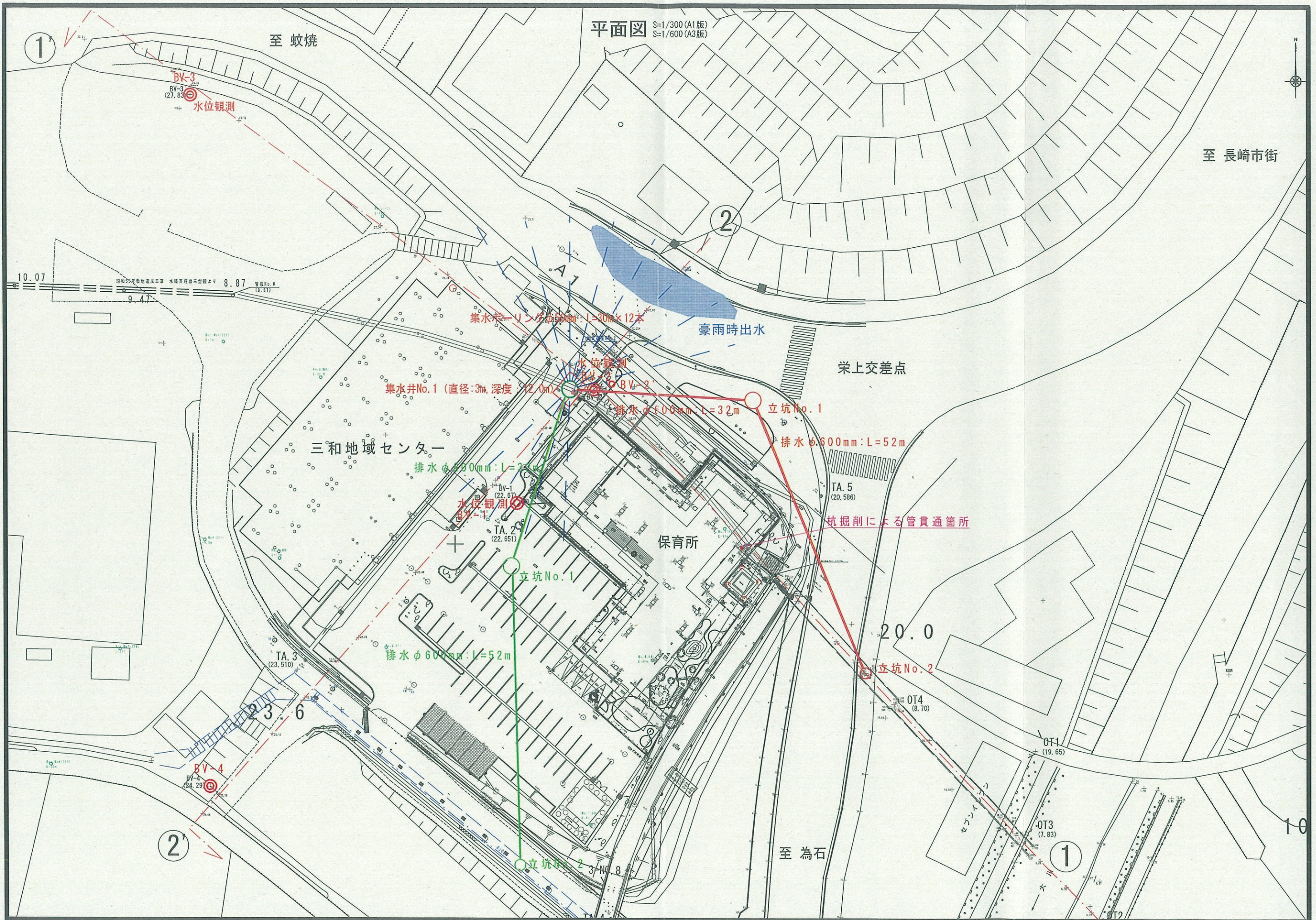
2款 総務費 1項 総務管理費 6目 財産管理費 (単位:千円)

事業名	金額		財源内訳	
			地方債	一般財源
【単独】庁舎等施設整備事業費 三和地域センター敷地出水対策	予算現額	107,000	80,200	26,800
	支出予定額	0	0	0
	繰越明許額	107,000	80,200	26,800

〔繰越事由〕

地下水排水管整備工事が年度内に完了しないため。

平面図 S=1/300 (A1版)
S=1/600 (A3版)



断面図 S=1/300 (A1版)
S=1/600 (A3版)

①-①'
GH=22.370
FH=

集水井No. 1 (直径: 3m, 深度: 12.0m)
釜場

立坑No. 1 (直径: 3m, 深度: 10.0m)
集水井No. 1 → 立坑No. 1

立坑No. 2 (直径: 2m, 深度: 10.0m)
立坑No. 2 → ボックスカルバート接続

排水 φ 600mm: L=32m

排水 φ 600mm: L=52m

県道224号

DL=20.000

大川

②-②'
GH=22.370
FH=

集水井No. 1 (直径: 3m, 深度: 6.5m)
釜場

国道499号

豪雨時出水

DL=20.000

DL=20.000

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
26~27	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	1-1	病児・病後児保育費	千円 6,881

1 概 要

病気又はその回復期にある児童で、集団保育及び家庭で保育できない場合、その児童を一時的に保育するため、適切な処遇が確保される医療機関等に事業を委託している。

委託料については、国の基準額に基づいて設定しているが、平成29年6月に国の「子育て安心プラン」において運営の安定化のため病児・病後児保育事業に係る補助の仕組みを見直す方針が出され、平成30年8月10日に国庫補助基準額が引き上げられた。

本市においても、施設の安定した運営のため国庫補助基準額に合わせて委託料を増額するもの。

2 事業内容

- (1) 実施施設 小児科等に付設する病児・病後児保育施設
- (2) 対象年齢 乳児・幼児または小学校に就学している児童（小学校6年生まで）
- (3) 利用料（個人負担分） 2,000円（給食を利用した場合は別途500円）
- (4) 事業実績

平成29年度実績	:	6施設
延べ利用児童数	:	7,048人
委託料総額	:	88,570,429円

(5) 現行の委託料

下記「①基本分+②加算分」を委託料として延べ利用児童数に応じて支払っている。

①基本分	事業を実施する全施設に定額で支払われるもの。
②加算分	年間延べ利用児童数に応じて加算されるもの。およそ200人ごとに基準額の区分が上がる仕組みとなっており、延べ利用児童数の区分は「2,000人以上」が上限となっている。

(6) 委託料の見直し内容及び補正額

ア (5) ①基本分については、約1%引き上げる。

イ 補正額

改正前 (A)	改正後 (B)	差額 (B) - (A)
2,423,000円	2,447,000円	24,000円

24,000円×6施設=144,000円…補正額①

ウ (5) ②加算分について

延べ利用児童数の区分を、新たに「4,000人」までの9つの区分を新設し、各区分において約1%ずつ引き上げる。

エ 補正額

施設名	延べ利用児童数	改正前 (A)	改正後 (B)	差額 (B) - (A)
あひるっこルーム (江戸町)	2,545人	21,959,000円 (2,000人以上)	26,179,000円 (2,400人~2,599人)	4,220,000円
にこにこルーム (本原町)	928人	9,844,000円 (800人~999人)	9,942,000円 (800人~999人)	98,000円
ボン クラージュ (弁天町)	2,287人	21,959,000円 (2,000人以上)	24,179,000円 (2,200人~2,399人)	2,220,000円
あおむし (かき道)	666人	7,824,000円 (600人~799人)	7,902,000円 (600人~799人)	78,000円
ポニールーム (上戸町)	307人	4,291,000円 (200人~399人)	4,334,000円 (200人~399人)	43,000円
クローバー (滑石)	614人	7,824,000円 (600人~799人)	7,902,000円 (600人~799人)	78,000円
合計	7,347人	73,701,000円	80,438,000円	6,737,000円

…補正額②

(7) 補正額

補正額①144,000円 + 補正額②6,737,000円 = 補正額合計 6,881,000円

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金 ※1	県支出金 ※2	地方債	その他	一般財源
千円 6,881	千円 2,293	千円 2,293	千円 -	千円 -	千円 2,295

※1 国庫補助率 事業費(6,881千円)の1/3

※2 県補助率 事業費(6,881千円)の1/3

改正後

現行

病児保育事業

1 病児対応型

(1) 基本分 1か所当たり年額 4,894,000円(改善分を実施) **一本化**
改善分を実施しない場合 2,447,000円

※ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること。

(2) 加算分

ア 年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)	該当施設名
10人以上 50人未満	510,000円	
50人以上 200人未満	2,550,000円	
200人以上 400人未満	4,334,000円	ポニールーム
400人以上 600人未満	6,373,000円	
600人以上 800人未満	7,902,000円	あおむし、クローバー
800人以上 1,000人未満	9,942,000円	にこにこルーム
1,000人以上 1,200人未満	11,982,000円	
1,200人以上 1,400人未満	14,021,000円	
1,400人以上 1,600人未満	16,060,000円	
1,600人以上 1,800人未満	18,099,000円	
1,800人以上 2,000人未満	20,139,000円	
2,000人以上 2,200人未満	22,179,000円	
2,200人以上 2,400人未満	24,179,000円	ボンクラージュ
2,400人以上 2,600人未満	26,179,000円	あひるっこルーム
2,600人以上 2,800人未満	28,179,000円	
2,800人以上 3,000人未満	30,179,000円	
3,000人以上 3,200人未満	32,159,000円	
3,200人以上 3,400人未満	34,139,000円	
3,400人以上 3,600人未満	36,119,000円	
3,600人以上 3,800人未満	38,099,000円	
3,800人以上 4,000人未満	40,079,000円	

※4,000人以上の場合は別途協議

病児保育事業

1 病児対応型

(1) 基本分 1か所当たり年額 2,423,000円

(2) 加算分

ア 年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)
10人以上 50人未満	505,000円
50人以上 200人未満	2,525,000円
200人以上 400人未満	4,291,000円
400人以上 600人未満	6,310,000円
600人以上 800人未満	7,824,000円
800人以上 1,000人未満	9,844,000円
1,000人以上 1,200人未満	11,863,000円
1,200人以上 1,400人未満	13,882,000円
1,400人以上 1,600人未満	15,901,000円
1,600人以上 1,800人未満	17,920,000円
1,800人以上 2,000人未満	19,940,000円
2,000人以上	21,959,000円

病児保育事業（一般分）

1 病児対応型 改善分（1か所あたり年額）

利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施した場合に次の額を加算 2,423,000円

新設

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
26~27	3 民生費	2 児童福祉費	4 市立児童福祉施設費	1-1	市立保育所費 運営費	千円 6,944

1 概 要

本年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀の倒壊被害を受け、市有施設のブロック塀等の安全点検を実施した。

その結果、外観での建築基準法の適・不適及び劣化の状況を踏まえ、対応方針に基づいて改修又は撤去等の対策を講じる。

2 事業内容

(1) 点検を行った施設数 (5施設・16か所)

(2) ブロック塀等の改修等を行う施設 (2施設・3か所)

施設名	事業費 (千円)	施工内容
仁田保育所 (稲田町12番22号)	3,592	目隠しフェンス (延長 47m) 金網フェンス (延長 4m) の設置
中央保育所 (諏訪町9番22号)	2,952	目隠しフェンス (延長 41m) の設置
合計	6,544	工事請負費

(3) ブロック塀等の構造調査を行う施設 (3施設・4か所)

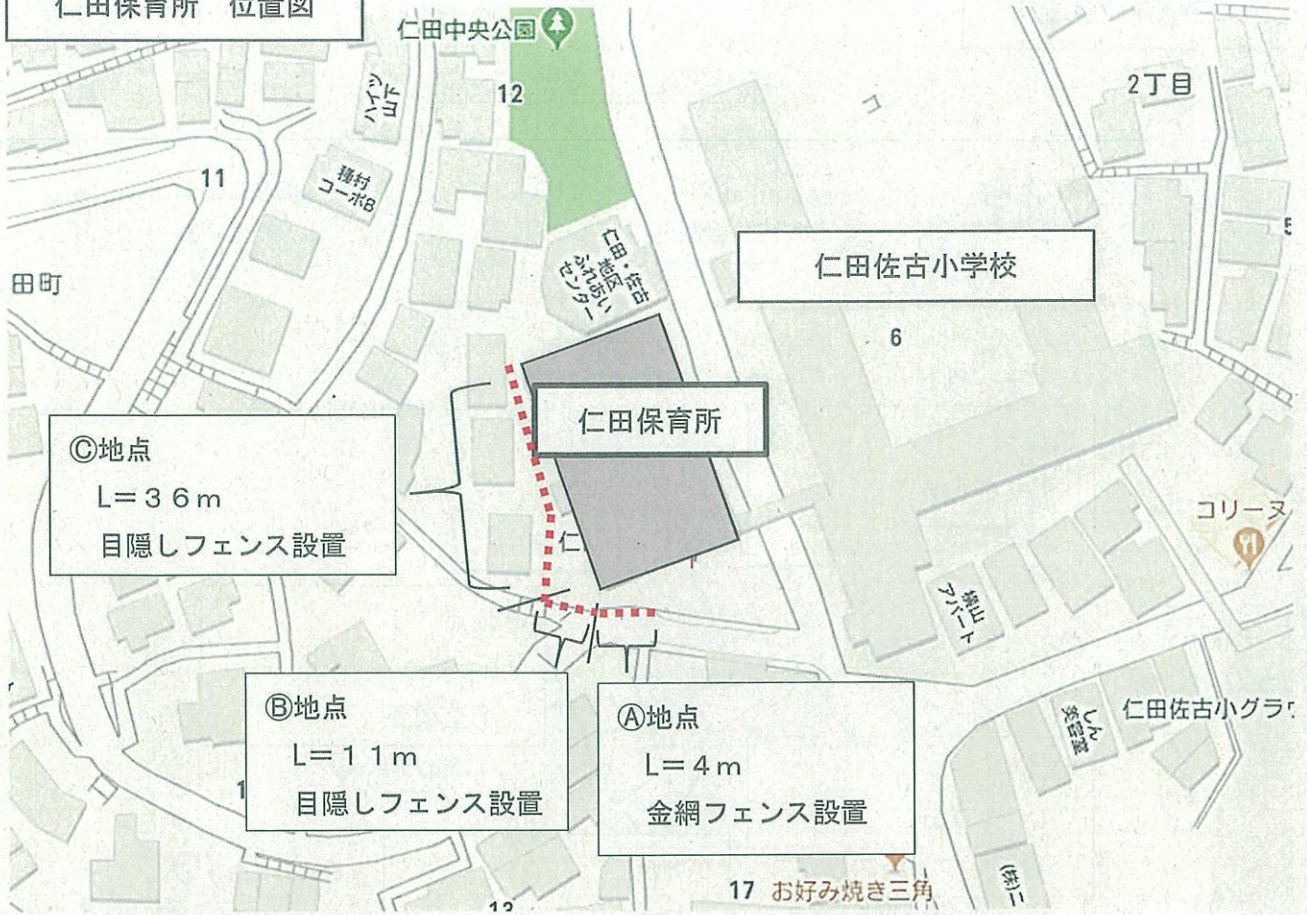
施設名	事業費 (千円)	備 考
緑ヶ丘保育所 (館内町5番24号)	100	1か所、延長44m分
中央保育所 (諏訪町9番22号)	200	2か所、延長51m分
伊良林保育所 (中川1丁目11番17号)	100	1か所、延長50m分
合計	400	委託料

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源 ※
千円 6,944	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 6,944

※一般財源について「財政調整基金」を充当する

仁田保育所 位置図



◎地点

L=36m

目隠しフェンス設置

◎地点

L=11m

目隠しフェンス設置

◎地点

L=4m

金網フェンス設置

現況写真

◎地点



◎地点



◎地点



中央保育所現況写真

㊶地点

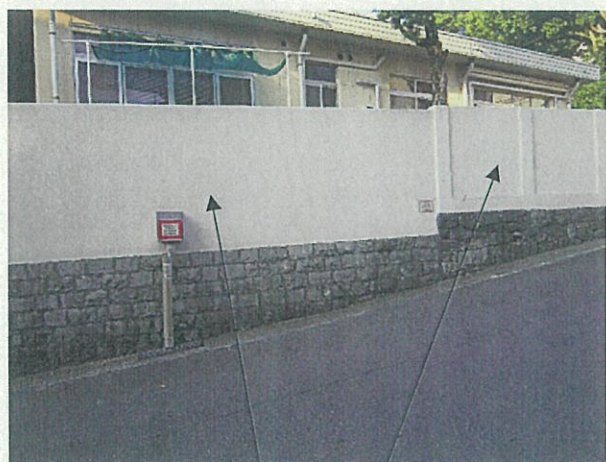


A②・A①

㊷地点



㊶・㊸地点



C A②

㊹地点



㊺地点



緑ヶ丘保育所 位置図



現況写真

①地点



伊良林保育所 位置図



㊤地点

L=50m

構造調査

現況写真

㊤地点



【参考】

○ 点検概要と判定基準

(1) 点検概要

外観により塀の高さ、塀の厚さ、控え壁、基礎を(2)判定基準に基づき点検し、また、傾き、ひび割れ等の劣化の状況も点検した。

- ・点検対象ブロック塀等: 117施設、338か所、延長6,375m(学校施設除く)
- ・判定基準のうち外観で不適合と判断したブロック塀等: 32施設、59か所、延長1,311m

(2) 判定基準

建築基準法による判定基準	
塀の高さ	・ブロック塀 2.2m以下
	・レンガ塀 1.2m以下
厚さ	・ブロック塀 15cm以上 (高さ2m以下の塀は、10cm以上)
	・レンガ塀 塀の高さの1/10以上
控え壁	・ブロック塀 高さ1.2mを超えるものは、控え壁が必要。控え壁の設置間隔は、3.4m以下ごとに設置。高さの1/5以上の突出が必要
	・レンガ塀 控え壁が必要(塀の厚さが、塀の高さの1/10の1.5倍以上ある場合を除く)。間隔は4m以下ごとに設置。壁の厚さの1.5倍以上の突出が必要
基礎	・ブロック塀 基礎が必要。高さ1.2mを超えるものは、丈が35cm以上の基礎が必要。根入れの深さは30cm以上
	・レンガ塀 基礎が必要。根入れの深さは20cm以上
鉄筋	・ブロック塀 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下での配筋が必要。壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に同径以上の鉄筋を配置し、鉄筋の端部はかぎ掛けが必要

○ 対応方針

(1) 判定基準のうち外観で不適合と判断したブロック塀等

- ・劣化が進んでいるもの ⇒ 改修又は撤去
- ・劣化が進んでいないもの ⇒ 構造調査(鉄筋の有無、基礎形状の調査)

(2) 判定基準のうち外観で不適合と判断できないブロック塀等

- ・劣化が進んでいるもの ⇒ 改修

(3) 保育所、幼稚園施設については外観で不適合と判断できないブロック塀等についても、子ども達の安全の確保をより確実なものとするため構造調査を実施する。